

契 約 結 果 表

1	工事番号	-
2	工事名	日奈久浄水場 No.2送水ポンプ修繕
3	工事場所	八代市日奈久塩南町
4	工 種	機械器具設置工事
5	工事概要	送水ポンプ 荏原 125MSN3637B 修繕
6	契約金額	¥1,853,500
7	契約日	令和5年7月11日
8	工事期間	令和5年7月12日 ～ 令和5年11月30日
9	請負業者	住 所 熊本市東区御領6丁目2-33 商号又は名称 南九州エンジニアリングサービス(株) 代 表 者 代表取締役 長谷大輔

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したもの。

本件は日奈久浄水場No.2送水ポンプに不具合が生じており、メンテナンス業者が調査したところ、亀裂が入り水が噴き出していたものである。原因としては、経年劣化による内部防錆塗装が剥がれる等、腐食が進行し、このままでは使用することはできないとの診断であった。

本ポンプは陸上型多段式で、ポンプ本体、電動機及びベースに大別されている。本修繕はポンプ本体の外側部分(ケーシング)のみの交換となるが、ポンプ本体と連結しており正確な組立技術が必要とするものである。

また、送水運転時は、日奈久地区配水池の水位、高田水源地からの流入量及び日奈久浄水場内の各補器類の状態から自動で制御されており、それらの連携は本ポンプのメンテナンス業者でなければ把握が困難であり、修繕後も安定的な稼働の担保ができない。

さらに、現在、単独運転を行っているNo.1送水ポンプは逆止弁の老朽化により異音が発生している。このポンプが故障した場合は日奈久地区が断水し、市民生活に多大な影響を及ぼすため、早急な修繕が必要であり、入札を実施する暇がないものである。

そのため、南九州エンジニアリングサービス(株)であれば、定期点検、メンテナンス、保守等のサービス認定を受けている県内唯一の販売代理店であることから、構造や性能等に関する知識と的確に据え付ける技術を有しておりだけでなく、同一品の手配や修繕についても迅速に行うことができる。

よって、競争入札に付することが水道事業の経営面で不利と認められることから、同社を見積徴収の相手先とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用して随意契約としたい。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和5年9月21日

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 工事番号 | - |
| 2 | 工事名 | ケーブルテレビ伝送路復旧工事(令和5年6月30日～7月1日大雨) |
| 3 | 工事場所 | 八代市泉町 |
| 4 | 工 種 | 通信設備復旧工事 |
| 5 | 工事概要 | 伝送路張替工事一式、伝送路撤去工事一式 |
| 6 | 契約金額 | ¥6,100,000 |
| 7 | 契約日 | 令和5年7月25日 |
| 8 | 工事期間 | 令和5年7月1日 ～ 令和5年9月30日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 八代市夕葉町3-7
商号又は名称 テレビやつしろ(株)
代 表 者 代表取締役 中山英朗 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | |

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて選定したものを。

本工事は、令和5年7月の豪雨により生活インフラであるテレビ及び携帯電話が利用できない状態となったものである。

テレビや携帯電話が使用できなくなれば、地域住民の生活に大きな障害となるだけでなく、迅速な復旧の妨げるにもなりかねない。

以上のことから緊急の必要があり、競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年9月21日

契 約 結 果 表

1	工事番号	-
2	工事名	坂本町合志野地区嵩上げ事業に伴う支障移転工事
3	工事場所	八代市坂本町
4	工 種	ケーブルテレビ伝送路等架線移動工事
5	工事概要	張替工事一式、撤去工事一式
6	契約金額	¥4,961,000
7	契約日	令和5年7月31日
8	工事期間	令和5年8月1日 ～ 令和5年8月31日
9	請負業者	住 所 八代市夕葉町3-7 商号又は名称 テレビやつしろ(株) 代 表 者 代表取締役 中山英朗

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて選定したものを。

坂本町荒瀬合志野地区の嵩上げ工事における電柱支障移設に伴い、共架しているCATV架線を移転工事するものです。

本件は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から令和5年6月7日付けで支障移転依頼があり、令和5年8月末までには完了する必要があります。

移転工事には、テレビやつしろ㈱から各地域へ送信しているテレビの電波強度調整や放送送信機材の設置・周辺環境設定等、また、切替作業中はテレビの停波が伴うため、利用者への事前周知、苦情等の対応を行う必要があり、これにはケーブルテレビ事業の指定管理者であるテレビやつしろ㈱でなければ実施することが困難である。

従って、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年9月21日